

令和元年度諮問（個）第1号  
答申（個）第15号

「児童相談所が保有している審査請求人の情報の保有個人情報  
部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）は、令和元(2019)年6月6日付け保有個人情報部分開示決定を取り消し、改めて対象保有個人情報の特定を行い、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づく決定を行うべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、条例第14条の規定に基づき、平成31(2019)年4月23日付けで実施機関に対し、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

中央児童相談所が保有している私の情報

### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対する保有個人情報について、公文書に記録された審査請求人の情報を特定し、令和元(2019)年6月6日付けで保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和元(2019)年6月28日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第41条第1項の規定に基づき、令和2(2020)年1月6日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示できる情報の閲覧や部分的に別紙整理して作成したもの（以下「別紙作成資料」という。）の提供を求める。

### 2 審査請求の理由等

審査請求書、反論書、再反論書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件開示請求について

ア 開示請求した情報は、特別養子縁組申し立てをするか否かを判断する上で重要な情報である。

イ 本件開示請求の概要は「中央児童相談所が保有している私の情報」ではなく、①本児の乳児院の記録、②本児の児相の記録、③児相が京都へ出張し、実母から里親委託の同意をとった時の記録、④実母の家庭環境の状況把握の履歴の記録である。

#### (2) 条例第15条第3号非該当について

ア 県民大多数（100名以上など）への公開や個人の特定の識別に至る情報を求めているのではなく、中央児童相談所の参加関係者として経緯履歴の開示を求めているものである。

イ 個人の特定の識別に至る情報を欲しているのではない。本児童のケースに対して、各親族関係者及び各関係機関の行動は、本児童の民法における遺棄に該当するかどうかを判断する重要な情報であり、当初から特別養子縁組を希望している私たちや本児童の最善の利益の優先のために常に鮮度の高い状態で情報共有されるべきであり、その権利を私たち養育者は有している。

ウ 部分開示された情報は児相の主観による黒塗りで選別編集されており、選別及び情報の有無については、第三者的審査の判断を要する。

#### (3) 条例第15条第3号ただし書イ、ロ及び条例第17条該当について

ア 私たちは取得情報の使用目的を明確にしており、本件開示請求は個人情報保護条例第15条第3号イ及びロ、第17条（裁量的開示）に該当しているため、情報の取得権利を有する立場にある。

イ 実母は本児を生後2週間で乳児院に委託し、その後一度も家庭的な養育及び記憶に残る面会をしていない状況であり、本児との同居を当初から一貫して考慮しているとの主張と行動行為が伴っていないことが、要保護児童である本児の乳児時期や幼児時期の発達において、その健康、生活の保護に大きな影響を及ぼしており、条例第15条第3号ただし書ロに該当する。

ウ 監護権及び教育権を持った養育者である里親は、児童福祉法第11条第2号へ及びトに基づく適正な事務の遂行のために情報共有されるべき関係機関の関係者である。

エ 情報の活用により、生じる利益、不利益については、裁判所調査員や裁判官が判断することであり、隠すことや存否の有無などで関係者当事者に不利益や有益などは元々あってはならない。

#### (4) 別紙作成資料の提供について

ア 別紙作成資料を提供することを求める。そもそも関係機関及び関係

者に共有すべき情報について、プライバシーが多数含まれていて特定の個人が識別できるように記録している中央児童相談所の記録の仕方が問題なのであり、その記録の仕方の不備が非開示の理由とはならない。

イ 部分開示された、児相が主観的に選別し黒塗りにて編集された情報は、請求日以降に新たに作成された情報に他ならない。児相の弁明記述の意味合いは矛盾しており、当を得ないものである。

#### (5) その他

ア 審査請求人の里親登録時やマッチング時、委託契約時に必要な情報や養育中に必要な情報等、特別養子縁組の準備に必要な情報についても、その都度必要なタイミングで提供されなかった。

イ 公文書開示請求と保有個人情報請求に対して、情報保持側は、情報を分けて記録する意識がなく、むしろ混在することで開示請求があった時に開示する情報を意図的に選別し、極少にできてしまう。

ウ 情報提供の協力を求めると、正式な公開請求でないと取り扱えないと説明を受けた。一年近く経っても審査請求人に手続きを負わせている行為は、平等な時間の資源を浪費させ、情報自体の鮮度や活用価値を意図的に阻害している。

## 第4 実施機関の主張要旨

弁明書、再弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

### 1 本件対象保有個人情報について

児童相談所が保有する里親票及び児童記録票等に記載された、請求人と児童の関係性や養育の状況等、請求人の個人情報が含まれる文書のうち、審査請求人が里親委託先として児童記録票に登場してから、本件開示請求があった時点までの一連の情報を開示請求の対象として扱い、請求人の情報ではない部分については開示できないため、別表のとおり非開示とした。

### 2 条例第15条第3号該当性について

非開示情報については、児童記録票に記載されている情報は、児童が児童相談所の係属となっている情報や実母の情報等、審査請求人以外の個人の極めて個人的でデリケートな情報であるため、条例第15条第3号に該当する。

別表に掲げる非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）については、条例第15条第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該情報から直接的に開示請求者以外の特定の個人を識別すること

ができる情報」若しくは「当該情報から直接的に開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、他の情報と合わせることで開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報」に該当することから、非開示とした。

### 3 条例第15条第3号ただし書イ及びロ該当性について

児童記録等は、一般的に特定の児童を支援するために収集管理される情報であって、請求者が知ることができる情報とはいえ、条例第15条第3号ただし書イに該当しない。

また、開示することで明らかになる情報は、極めてデリケートな情報であり、審査請求人に開示することが審査請求人及び児童の生命、健康、生活、財産の保護につながるということが明らかであるとはいえ、開示されることで開示された個人の生活が脅かされるおそれもあること、一度失われた権利利益は回復が困難なことから、それら開示により得られる利益と失われる利益を比較衡量し、失われる利益の方が大きいと認め、同号ただし書ロにも該当しない。

### 4 条例第17条該当性について

児童や実母等の情報を開示することは、開示することによる利益が、非開示とすることによる利益より大きいことが確実であると判断できる特別な事情があるとはいえないため、条例第17条に該当しない。

### 5 別紙作成資料の提供について

審査請求人の主張する公文書の作成及び提供の求めについて、本件開示請求は、請求日に存在する保有個人情報が開示の対象である。請求日以降に新たに作成した保有個人情報は、本件審査請求の対象とならない。

### 6 その他審査請求人の主張について

- (1) 必要な情報が必要なタイミングで提供されなかったとの主張であるが、里親委託段階及び処遇上必要な情報が得られた場合や変更があった場合は、その都度情報を提供していくこととしている。里親から相談があった場合もフィードバックしている。
- (2) 時間を浪費させているとの主張については、児童相談所では訴訟や家裁への審判をはじめ、様々な困難案件が上期集中的に発生し、それらを抱えているうちに事務処理が遅れ、弁明書等の提出等が遅れてしまったもので、再発のないよう努めたい。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分不服がある者は（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。「行政庁の処分」とは、同法の逐条解説（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、当審査会の審査事項も本件処分の違法性、不当性の判断に限られる。
- (3) 当審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

### 2 対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、開示を求める保有個人情報について、本件開示請求の保有個人情報開示請求書において「中央児童相談所が保有している私の情報」としており、これに対して実施機関は、児童相談所が保有する児童記録票のうち、審査請求人が里親委託先として児童記録票に登場した時点から本件開示請求があった時点までの一連の情報及び里親票を、本件開示請求の対象保有個人情報として特定した。

しかし、当審査会が審査を進める過程において、実施機関が本件処分において特定した保有個人情報の中に、審査請求人への里親委託措置の決定等に係る文書が確認できなかったため、栃木県行政不服審査会条例第12条第4項に基づき実施機関に対して資料の提出を求めたところ、実施機関から、児童についての措置方針に関する会議資料や措置変更の通知等の複数の文書が提出され、これらの文書の中に審査請求人に関する保有個人情報

の記載が認められた。

実施機関は、これらの保有個人情報についても本件開示請求の対象として特定すべきであり、この点において、実施機関が行った対象保有個人情報の特定に誤りがあったと認められる。

したがって、対象とすべき保有個人情報を含む文書の特定に誤りがある以上、本件処分は妥当ではなかったものと判断する。

### 3 実施機関が特定した保有個人情報に係る部分開示の妥当性について

本件処分の妥当性については、当審査会は上記2のとおり判断するところであるが、審査請求人及び実施機関の双方の主張を考慮し、これまでの審査経過を踏まえ、念のため、実施機関が本件処分において特定した保有個人情報に係る部分開示の妥当性について、以下、検討を加える。

#### (1) 条例第13条第1項の「自己の保有個人情報」該当性について

条例第13条第1項は、何人も実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己の保有個人情報の開示を請求することができる」と規定している。

これについて、栃木県個人情報保護条例の解釈及び運用の基準（以下「解釈運用基準」という。）では、同条の解釈2において、開示請求することができる情報は、「自己の」保有個人情報に限られることから、自己以外の者の保有個人情報については、たとえ配偶者や家族の保有個人情報であっても、開示請求をすることはできないとしている。

当審査会が解釈運用基準に基づき、本件非開示情報についてインカメラ審理を行ったところ、非開示とされた情報は以下のとおりであった。

##### ア 特定児童に係る児童記録票に綴られた情報

処理経過表（ケース記録の見出しを一覧にまとめたもの）及びケース記録のうち、特定児童について実母や関係機関等と児童相談所が電話や面会等をした記録

巡回相談対象児童名簿のうち、特定児童以外の対象児童及び実母の情報

##### イ 審査請求人に係る里親票に綴られた情報

養育里親研修対象予定者・受講者等名簿、座席表及び認定前研修座席表のうち、審査請求人以外の者の情報

市宛て刑罰証明書交付依頼文書及び知事宛て里親認定等申請進達文書に併記された複数の交付依頼対象者及び申請者のうち、審査請求人以外の者の情報

これら非開示とされた情報はすべて、特定児童、実母及び他の研修参加者等、審査請求人以外の者に係る固有の個人情報のみの記載であることが認められたことから、これらの情報については審査請求人の開示請

求権が及ぶ範囲ではないと解される。

したがって、本件非開示情報は、本来、条例第13条第1項の開示請求の対象外とすべき情報であったと認められる。

当該情報については、解釈運用基準に従い、審査請求人に関する記載部分以外を白抜きとした上で、審査請求人に関する記載に含まれる審査請求人以外の者の保有個人情報について黒塗りとするのが適正な開示であったと思料されるが、いずれにしても非開示とされた情報の内容に違いはないことから、本件処分により非開示としたこと自体は結果的には妥当である。

なお、審査請求人、実施機関ともに条例第15条第3号の該当性について言及していることから、同号の該当性についても、以下のとおり検討する。

## (2) 条例第15条第3号該当性について

条例第15条第3号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を、非開示とすることを定めている。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職遂行の内容に係る部分」を、同号本文の非開示情報の例外として開示することを定めている。

以下、非開示とされた保有個人情報の本号の該当性について検討する。

### ア 条例第15条第3号本文該当性について

(1)で述べたとおり、インカメラ審理を行った結果、本件非開示情報は、本件審査請求人以外の者の個人に関する情報であり、条例第15条第3号本文の「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

## イ 条例第15条第3号ただし書該当性について

### (ア) ただし書イ該当性について

審査請求人は、監護権及び教育権を持った養育者である里親は、児童福祉法第11条第2号へ及びトに基づく適正な事務の遂行のために情報共有されるべき関係機関の関係者であると主張している。

一方、実施機関は、本件非開示情報は児童の処遇のためにのみ収集・管理される情報であり、請求者が知ることができる情報とはいえず、ただし書イには該当しないと主張する。

児童福祉法第11条第2号へ及びトでは、「必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」とされているが、審査請求人が開示請求者以外の情報を知ることができることを定めているものではない。したがって、条例第15条第3号ただし書イに規定する「法令等の規定により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

また、本件非開示情報は、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にも該当しないことから同号ただし書イに該当しない。

### (イ) ただし書ロ該当性について

審査請求人は、実母は本児を生後2週間で乳児院に委託し、その後一度も家庭的な養育及び記憶に残る面会をしていない状況であり、本児との同居を当初から一貫して考慮しているとの主張と行動行為が伴っていないことが、要保護児童である本児の乳児時期や幼児時期の発達において、その健康、生活の保護に大きな影響を及ぼしており、条例第15条第3号ただし書ロに該当すると主張している。

解釈運用基準によれば、同号ただし書ロに該当するか否かの判断は、非開示とすることによって保護される第三者の権利利益と開示とすることによって確保される権利利益とを比較衡量することによって行うこととしている。

この点、実施機関は、本件開示請求について、開示することで明らかになる情報は極めてデリケートな情報で、開示することが審査請求人及び児童の生命、健康、生活、財産の保護につながるものが明らかであるとはいえず、また、開示された第三者の生活が脅かされるおそれがあること、一度失われた権利利益は回復が困難なことから、開示により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、失われる利益の方が大きいため、ただし書ロに該当しないと主張している。

当審査会が本件非開示情報についてインカメラ審理を行ったとこ

ろ、非開示とされた情報はすべて審査請求人以外の特定の個人に関する情報であった。これらの情報について個々に解釈運用基準の解釈に沿って検討した結果、開示することにより確保される審査請求人の生命、健康、生活又は財産の利益と、開示しないことにより保護される審査請求人以外の者の権利利益を比較衡量すると、前者の利益が後者のそれを明らかに上回るとまでは認めることができなかった。

よって、上記アで述べた情報は同号ただし書口に該当しない。

#### (ウ) ただし書ハ該当性について

条例第15条第3号ただし書ハでは、公務員等の職務に係る情報については開示すべきとしているところである。本件審査請求においては、審査請求人、実施機関ともに言及はないが、当審査会でインカメラ審理を行った結果、本件非開示情報には公務員の職務の遂行に係る情報は認められなかったことから、同号ただし書ハに該当しない。

以上のことから、本件非開示情報は、条例第15条第3号ただし書のいずれにも該当しない。

#### (3) 条例第17条の該当性について

条例第17条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる旨規定している。

これについては、解釈運用基準の第17条の解釈3において、「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは」とは、開示しないことにより確保される利益と開示することにより確保される利益を比較して、後者がより大きいことが確実であると判断される特別な事情が認められる場合をいうとしている。

審査請求人は、取得情報の使用目的を明確にしており、情報の取得権利を有する立場にあるため、同条の裁量的開示に該当していると主張するが、開示しないことにより確保される利益と開示することにより確保される利益の比較については、(2)イ(イ)でも述べたとおり、開示することにより確保される審査請求人の利益と、開示しないことにより保護される審査請求人以外の者の権利利益を比較衡量すると、前者の利益が後者のそれを上回ることが確実であるとの特別な事情は認められない。

よって、本件非開示情報は、条例第17条の規定に基づく裁量的開示をすべき情報に該当しない。

#### (4) 別紙作成資料の提供について

審査請求人は、別紙作成資料の提供を求めているが、保有個人情報開示請求は、請求の時点で現に実施機関が保有する自己の保有個人情報について開示を請求する制度であり、新たに文書を作成し提供することを予定しているものではない。

よって、審査請求人の主張は失当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

#### (1) 情報の記録の手法等について

審査請求人は実施機関における情報の記録の手法等について種々主張しているが、これらについては条例の定めるところではないことから、本件処分の妥当性の判断とは直接関係がない。

#### (2) その他の主張について

審査請求人は、本件審査請求にあたり、児童福祉法のほか、民法にも言及し、里親及び特別養子縁組を希望する養親としての権利を主張するが、その心情には理解できるところはあるものの、当審査会の審査事項は本件処分の違法性、不当性の判断に限られることから、それらの審査請求人の主張については、いずれも当審査会の判断する事項とはならない。

### 5 結論

以上のとおり、本件処分において実施機関が特定した保有個人情報の範囲において部分開示の判断は妥当であると認められるが、2に示したとおり、対象保有個人情報の特定に誤りが認められることから、本件処分は妥当ではなく、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 6 付言

実施機関は、本件審査請求に対する弁明等の手続きにおいて、根拠条例の誤記等による主張の訂正や文書の差し替え等を行っており、それらが諮問遅延の一因ともなっているため、今後は、弁明書等の正確な記載など、制度の適正な運用に努めるとともに、事務手続きを慎重かつ適切に行うべきである。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2(2020)年1月6日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和2(2020)年2月20日 (第21回審査会第3部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和2(2020)年3月19日 (第22回審査会第3部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審議
令和2(2020)年4月16日 (第23回審査会第3部会)	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議
令和2(2020)年5月14日 (第24回審査会第3部会)	・ 審議
令和2(2020)年6月18日 (第25回審査会第3部会)	・ 審議

## 栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
田 中 修 二	人権擁護委員	
根 本 智 子	弁護士	
前 橋 明 朗	作新学院大学経営学部長 教授・税理士	第3部会部会長
村 上 順 男	元栃木県労働委員会事務局長	第3部会部会長 職務代理者

(五十音順)

## 別表

### 実施機関が非開示とした情報

No.	簿冊名	文書名	非開示情報
1	児童記録票	処理経過	平成28年2月16日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の氏名
2	児童記録票	処理経過	平成28年2月17日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
3	児童記録票	処理経過	平成28年2月23日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
4	児童記録票	処理経過	平成28年2月23日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
5	児童記録票	処理経過	平成28年2月25日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
6	児童記録票	処理経過	平成28年4月21日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄
7	児童記録票	処理経過	平成28年8月15日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の氏名
8	児童記録票	処理経過	平成28年8月17日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄
9	児童記録票	処理経過	平成28年10月25日 特定施設に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄
10	児童記録票	処理経過	平成29年1月17日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄
11	児童記録票	処理経過	平成29年3月9日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄
12	児童記録票	処理経過	平成30年4月16日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の氏名
13	児童記録票	処理経過	平成30年7月24日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄及び電話番号
14	児童記録票	処理経過	平成30年8月17日 中央児童相談所に来所した審査請求人以外の特定個人の続柄
15	児童記録票	処理経過	平成30年11月1日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
16	児童記録票	処理経過	平成30年11月13日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄及び電話番号
17	児童記録票	処理経過	平成30年11月30日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
18	児童記録票	処理経過	平成30年12月3日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
19	児童記録票	処理経過	平成30年12月3日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄及び電話番号
20	児童記録票	処理経過	平成30年12月10日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
21	児童記録票	処理経過	平成30年12月10日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄

22	児童記録票	処理経過	平成30年12月10日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
23	児童記録票	処理経過	平成30年12月12日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
24	児童記録票	処理経過	平成31年1月10日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
25	児童記録票	処理経過	平成31年1月23日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
26	児童記録票	処理経過	平成31年3月27日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄
27	児童記録票	ケース記録	平成27年8月28日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の氏名
28	児童記録票	ケース記録	平成27年8月28日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
29	児童記録票	ケース記録	平成27年8月28日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の氏名及び内容
30	児童記録票	ケース記録	平成27年9月1日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の氏名及び内容
31	児童記録票	ケース記録	平成27年10月1日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の氏名及び内容
32	児童記録票	ケース記録	平成27年10月5日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の氏名及び内容
33	児童記録票	ケース記録	平成27年10月21日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
34	児童記録票	ケース記録	平成28年2月16日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の氏名及び内容
35	児童記録票	ケース記録	平成28年2月17日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
36	児童記録票	ケース記録	平成28年2月19日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人に関する内容
37	児童記録票	ケース記録	平成28年2月19日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人に関する内容
38	児童記録票	ケース記録	平成28年2月23日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
39	児童記録票	ケース記録	平成28年2月23日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
40	児童記録票	ケース記録	平成28年2月25日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
41	児童記録票	ケース記録	平成28年2月25日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人に関する内容
42	児童記録票	ケース記録	平成28年3月7日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の氏名及び内容
43	児童記録票	ケース記録	平成28年3月17日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人に関する内容

44	児童記録票	ケース記録	平成28年4月21日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
45	児童記録票	ケース記録	平成28年5月18日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人に関する内容
46	児童記録票	ケース記録	平成28年5月27日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人に関する内容
47	児童記録票	ケース記録	平成28年8月15日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の氏名及び内容
48	児童記録票	ケース記録	平成28年8月17日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
49	児童記録票	ケース記録	平成28年10月18日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄、氏名及び内容
50	児童記録票	ケース記録	平成28年10月25日 特定施設に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
51	児童記録票	ケース記録	平成29年1月17日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
52	児童記録票	ケース記録	平成29年2月28日 審査請求人以外の特定個人の氏名
53	児童記録票	ケース記録	平成29年3月9日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
54	児童記録票	ケース記録	平成30年4月16日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の氏名及び内容
55	児童記録票	ケース記録	平成30年4月24日 審査請求人以外の特定個人に関する受電内容
56	児童記録票	ケース記録	平成30年5月31日 審査請求人以外の特定個人に関する架電内容
57	児童記録票	ケース記録	平成30年7月24日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄、電話番号及び内容
58	児童記録票	ケース記録	平成30年8月17日 中央児童相談所に来所した審査請求人以外の特定個人の続柄及び面接内容
59	児童記録票	ケース記録	平成30年10月16日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人に関する内容の一部
60	児童記録票	ケース記録	平成30年11月1日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
61	児童記録票	ケース記録	平成30年11月13日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄、電話番号及び内容
62	児童記録票	ケース記録	平成30年11月30日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
63	児童記録票	ケース記録	平成30年12月3日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
64	児童記録票	ケース記録	平成30年12月3日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
65	児童記録票	ケース記録	平成30年12月10日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄

66	児童記録票	ケース記録	平成30年12月10日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
67	児童記録票	ケース記録	平成30年12月10日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
68	児童記録票	ケース記録	平成30年12月12日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
69	児童記録票	ケース記録	平成31年1月10日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
70	児童記録票	ケース記録	平成31年1月23日 中央児童相談所から架電した審査請求人以外の特定個人の続柄
71	児童記録票	ケース記録	平成31年1月23日 審査請求人以外の特定個人の面接内容
72	児童記録票	ケース記録	平成31年3月27日 中央児童相談所に架電してきた審査請求人以外の特定個人の続柄及び内容
73	児童記録票	ケース記録	平成31年4月12日 中央児童相談所が訪問した審査請求人以外の特定個人の続柄及び面接内容
74	児童記録票	巡回相談対象児童名簿	平成28年7月22日 施設巡回相談に係る資料で審査請求人以外の特定個人の氏名、生年月日、住所及び相談内容
75	里親票	平成27年度第2回養育里親研修(基礎研修)対象予定者	審査請求人以外の特定個人の氏名、生年月日、里親の種類、住所及び電話番号
76	里親票	平成27年度第2回養育里親研修(基礎研修)受講者名簿	審査請求人以外の特定個人の氏名及び受講予定
77	里親票	第2回基礎研修座席表	審査請求人以外の特定個人の氏名
78	里親票	平成27年第2回養育里親研修参加者	審査請求人以外の特定個人の氏名、年齢、住所及びプロフィール
79	里親票	平成27年度第2回養育里親研修(認定前研修)受講者名簿	審査請求人以外の特定個人の氏名、里親の種類及び受講予定
80	里親票	第2回認定前研修(第1日目)座席表	審査請求人以外の特定個人の氏名
81	里親票	第2回認定前研修(第2日目)座席表	審査請求人以外の特定個人の氏名
82	里親票	グループ討議座席表	審査請求人以外の特定個人の氏名
83	里親票	刑罰証明書の交付について(依頼)	平成27年11月25日 審査請求人以外の特定個人の住所、本籍地、氏名及び生年月日
84	里親票	里親認定等の申請について(進達)	平成27年12月15日 審査請求人以外の特定個人の里親の種類、氏名及び住所